

沿岸広域振興局長告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年11月13日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉里吉里釜石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第10地割107番1地先から76番1地先まで	新	A 60.5～5.0 m	m 445.5
		B 86.4～13.0	592.7
	旧	A 60.5～5.0	445.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成27年11月13日から同年12月14日まで